入札手続き等に対する改善意見

今後の入札制度改革の方向について

平成 19 年 3 月 27 日

北海道入札監視委員会

第1期北海道入札監視委員会の「入札手続等に対する改善意見書(平成 16年3月26日)」に対応し、道は、平成16年3月31日に「入札監視 委員会意見具申に対する対応方針〈公共工事等における入札手続等のあり 方について〉」を策定し、「1 多様な入札方式の拡大について」「2 指 名競争入札のさらなる改善等について」「3 入札談合防止への対処につい て」の3項目の方針を決定した。本委員会は、この平成16年度の対応方 針を踏まえ、現地調査、他県調査、委員会議論等を通じ、その評価と今後 の入札制度のあり方を取りまとめたので提言する。

なお、公共工事の執行にあたっては、良質の社会資本を次世代に託すことを目的に、工事中の施工管理体制の一層の充実と整備を行っていくべきであることを付言する。

平成19年3月27日

北海道入札監視委員会

委員長 笠原 篤

I 「入札監視委員会意見具申に対する対応方針(平成16年3月31日)」の実施に対する評価

1 多様な入札方式の拡大について

多様な競争入札が必ずしも競争性の強化に繋がっておらず、指名競争入札から簡易公募型や公募型の指名競争入札に入れ替わった感があり、落札率の低下はほとんど見受けられない。その理由として、地域要件が緩和されていないこと、電子入札制度の整備が遅れていること、内訳書提出が全入札者に課されていないこと、共同企業体(JV)の多用などが上げられ、多様な入札制度の拡大が、入札制度の改善に十分に寄与しているとは言えない。

2 指名競争入札のさらなる改善等について

指名競争入札の占める割合を40%まで低減する目標は、発注3部においては達成されているが、他の部局においては達成目標の設定もされておらず、北海道全体として改善の余地は大きい。

指名競争入札のさらなる改善は、選考過程の透明化、機会均等の廃止、地域要件や履行実績の緩和にある。

3 入札談合防止への対処について

道においては、「談合情報対応手続」を策定し、道に寄せられた談合情報については、道の契約発注部署において調査の上、「入札の取りやめ」「入札者の入替」「入札者数の拡大」等の措置を行うこととしている。

しかしながら、どういった事例の場合に「取りやめ」とするのか「入替」とするのか、具体的な基準が定められておらず、また、これらの判断も発注部局で行うことになっているため、談合防止対策として必ずしも機能しているとはいえず、抑止力ともなっていない。

Ⅱ 今後の入札制度改革のあり方

競争性の確保、品質の確保が入札制度改革の目標となり、そのための施策として以下の事項を上げることができる。

1 一般競争入札の導入

全ての入札を早急に指名競争入札及び多様な入札方式から、技術要件、 経営要件などを付加した一般競争入札に移行すべきである。その場合に おいて、応札可能者数は数十となるような要件とするとともに、事後審 査方式を採用すべきである。

また、応札者が特定できないように、設計書閲覧の電子化、入札の電子化を図る必要があり、電子入札の体制が完備される平成22年度までの当面の措置として、郵便入札の採用を早急に検討すべきである。

さらに内訳書提出の義務化や予定価格公表のあり方についても検討 していくべきである。

2 談合情報と情報公開

談合情報に適切に対応するため、道以外の外部に談合情報通報窓口を設置するとともに、判断の統一性を確保するため調査・審査を行う専門部署の設置を検討すべきである。また、それらの処理過程と結果について情報を公開するとともに、談合への罰則強化を更に進めるべきである。

3 施工管理体制

安価で良質な社会資本を整備するためには、入札制度の改革のみならず、適切な施工管理が不可欠であるとの認識を持ち、工事中には施工管理者が立会い、監視およびチェックを行う必要がある。

特に一般競争入札への移行にあたっては、監督、検査体制を強化するなど施工管理の徹底に努めるべきである。

4 その他

(1) 総合評価方式について

総合評価方式による入札は、高度な技術力を必要とする工事につい

て導入を進めていくべきであり、かつ、価格以外の要素により重点を 置いた評価配分についての検討が必要と思われる。

なお、簡易な工事における簡易総合評価方式にあっては、審査の恣意性を排除し客観的な内容による審査手続きの簡略化を行うことを検討すべきである。

(2) 道職員の再就職について

道においては、「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」の対象とならない建設業協会等業界団体への再就職や民間企業への再就職の状況が把握されていない。

入札の透明性を確保する観点からも、業界団体や民間企業への再就 職状況を把握し、公表すべきである。

(3) 経常共同企業体(JV)について

共同企業体結成の本来の趣旨に立ち返り、受注機会の配分との誤解 を招くことのないよう、単体と経常共同企業体の同時登録については、 道においても、国の適正化指針を基に検討すべきである。

(4) 組織・人材育成のあり方について

事業実施部門から入札事務・積算業務を分離し、それぞれの部門の職員の専門性を高めるなど、客観性・透明性の高い組織や人材育成手法についても今後の検討課題とすべきである。